

平成 26 年 8 月 20 日
福祉施策調整担当課
高齢社会対策課
介護保険課

介護保険法の一部改正について

平成 26 年 6 月 18 日、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)が可決され、6 月 25 日に公布された。

医療介護総合確保推進法に基づき、介護保険法が一部改正され、改正内容は以下のとおりである。

なお、改正内容を補足するため、7 月 28 日に開催された「全国介護保険担当課長会議(厚生労働省老健局)」の資料を参考として添付する。

介護保険法の一部改正(医療介護総合確保推進法第 5 条及び第 6 条関係)

1 居宅サービス等の見直しに関する事項

- (1) 通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未満のものについて、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけるものとする。 (平成 28 年 4 月 1 日までの間で政令で定める日施行：第 8 条関係)
- (2) 指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が実施するものとする。 (平成 30 年 4 月 1 日施行：第 79 条等関係)

2 施設サービス等の見直しに関する事項

- (1) 介護老人福祉施設等に係る給付対象を、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な要介護者とするものとする。 (平成 27 年 4 月 1 日施行：第 8 条関係)
参考資料 1 ページ
- (2) サービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象とするものとする。また、住所地特例の対象者について、居住地の市町村が指定した地域密着型サービス等の利用を可能とするとともに、居住地の市町村の地域支援事業の対象とするものとする。 (平成 27 年 4 月 1 日施行：第 13 条等関係)
参考資料 5 ページ

3 費用負担の見直しに関する事項

- (1) 介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る利用者負担の割合を、その費用の100分の20とするものとする。 (平成27年8月1日施行：第49条の2等関係)

参考資料7ページ

- (2) 特定入所者介護サービス費等の支給要件について、所得のほか、資産の状況もしん酌するものとする。また、偽りその他の不正行為によって特定入所者介護サービス費等を受けた場合、市町村は、その給付の価額に加え、その価額の二倍に相当する額以下の金額を徴収することができるものとする。

[預貯金等 配偶者の所得 非課税年金収入]

(、 は平成27年8月1日施行、 は平成28年8月1日施行：第51条の3等関係)

参考資料9ページ

- (3) 市町村は公費で低所得者の第一号保険料の軽減を行い、国がその費用の2分の1、都道府県が4分の1を負担するものとする。 (平成27年4月1日施行：第124条の2関係)

参考資料11ページ

4 地域支援事業の見直しに関する事項

- (1) 介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)に移行し、平成29年度までに全ての市町村で実施するものとする。 (平成27年4月1日施行：第115条の45等関係)

参考資料13ページ

- (2) 総合事業について、次に掲げる事項を規定するものとする。 (平成27年4月1日施行：第115条の45の2等関係)

ア厚生労働大臣は、総合事業の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表すること。

イ市町村は、定期的に、総合事業の実施状況について評価等を行うよう努め、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めること。

ウ総合事業について、国がその費用の100分の25を、都道府県及び市町村がそれぞれ百分の12.5を負担するとともに、医療保険者が負担する地域支援事業支援交付金を充てること。

参考資料15ページ

- (3) 地域支援事業の包括的支援事業に次に掲げる事業を追加し、平成30年度までに全ての市町村で実施するものとする。 (平成27年4月1日施行：第115条の45等関係)

ア医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する事業

イ日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業
ウ保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の総合的な支援を行う事業

参考資料 29 ページ

(4) 地域支援事業の事業費の上限について、75歳以上の被保険者の数も勘案して設定するものとする。 (平成27年4月1日施行：第115条の45関係)

(5) 地域包括支援センターの設置者は、実施する事業の質の評価を行うこと等により事業の質の向上に努めるものとする。また、市町村は、定期的に、実施する事業の実施状況の点検等を行うよう努めるものとする。 (平成27年4月1日施行：第115条の46関係)

参考資料 30 ページ

(6) 市町村は、適切な支援の検討等を行うために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者その他の関係者等により構成される会議を置くように努めるものとする。 (平成27年4月1日施行：第115条の48関係)

参考資料 29 ページ

5 介護保険事業計画の見直しに関する事項

(1) 市町村介護保険事業計画について、介護給付等対象サービスの量、費用の額、保険料の水準等に関する中長期的な推計を記載するよう努めるものとするほか、市町村計画と整合性の確保が図られたものでなければならないものとする。 (平成27年4月1日施行：第117条関係)

(2) 都道府県介護保険事業支援計画について、都道府県計画及び医療計画と整合性の確保が図られたものでなければならないものとする。 (平成27年4月1日施行：第118条関係)